



## 愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体名

- |  |   |  |
|--|---|--|
| 愛知県<br>各市区町村<br>愛知県警察本部<br>中部管区行政評価局<br>名古屋地方検察庁<br>名古屋法務局<br>名古屋保護観察所<br>中部運輸局<br>中部運輸局愛知運輸支局<br>愛知労働局<br>中部地方整備局<br>中部地方整備局名古屋国道事務所<br>中日本高速道路株式会社<br>名古屋高速道路公社<br>愛知県道路公社<br>愛知県交通安全協会<br>愛知県安全運転管理協議会<br>愛知県社会福祉協議会<br>愛知県公民館連合会<br>愛知県老人クラブ連合会<br>愛知県青少年団体連絡協議会<br>日本ボーイスカウト愛知連盟<br>愛知県青年団協議会<br>日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会<br>愛知県人権擁護委員連合会<br>愛知県女性団体連盟<br>愛知県地域婦人団体連絡協議会<br>愛知県子ども会連絡協議会<br>愛知県青少年育成県民協議会<br>愛知県医師会<br>愛知県保護司会連合会<br>名古屋人権擁護委員協議会<br>愛知県弁護士会<br>名古屋青年会議所<br>名古屋青年団体協議会<br>名古屋地域女性団体連絡協議会<br>名古屋市区協力委員議長協議会<br>愛知県交通安全母の会<br>愛知県教育委員会<br>愛知県小中学校長会<br>愛知県公立高等学校長会<br>愛知県私学協会<br>愛知県私立大学協会<br>愛知県私立短期大学協会 | 愛知県公立幼稚園・こども園長会<br>愛知県私立幼稚園連盟<br>愛知県社会教育委員連絡協議会<br>愛知県小中学校PTA連絡協議会<br>愛知県公立高等学校PTA連合会<br>愛知県私立保育園連盟<br>愛知県専修学校各種学校連合会<br>各市区町教育委員会<br>名古屋市教育委員会<br>名古屋市立小中学校長会<br>名古屋市立高等学校長会<br>名古屋市立幼稚園長会<br>名古屋市立小中学校PTA協議会<br>愛知県自動車会議所<br>愛知県トラック協会<br>愛知県タクシー協会<br>名古屋タクシー協会<br>愛知県バス協会<br>愛知県バス運送協同組合<br>愛知県自家用自動車協会<br>JAF愛知支部<br>愛知県自動車整備振興会<br>愛知県自動車販売店協会<br>愛知県軽自動車協会<br>愛知県中古自動車販売協会<br>愛知県自動車部品販売協会<br>中部自動車リース協会<br>愛知県レンタカー協会<br>日本自動車査定協会<br>中部地区自動車管理業協会<br>愛知県道路標識・標示業協会<br>自動車事故対策機構名古屋主管支所<br>軽自動車検査協会愛知主管事務所<br>自動車安全運転センター愛知事務所<br>愛知県交通運輸産業労働組合協議会<br>日本労働組合総連合会愛知連合会<br>愛知県自転車モーター商協同組合<br>愛知県二輪車普及安全協会<br>愛知県オートバイ事業協同組合<br>愛知県石油業組合<br>愛知県指定自動車教習所協会<br>愛知県サイクリング協会<br>愛知県ウォーキング協会<br>愛知県名古屋市道路利用者会議 | 愛知県高速道路交通安全協議会<br>全日本学生自動車連盟中部支部<br>日本郵便株式会社東海支社<br>東海旅客鉄道株式会社<br>中部鉄道協会<br>名古屋鉄道株式会社<br>近畿日本鉄道株式会社<br>豊橋鉄道株式会社<br>名古屋臨海鉄道株式会社<br>衣浦臨海鉄道株式会社<br>愛知県環状鉄道株式会社<br>愛知高速交通株式会社<br>名古屋臨海高速鉄道株式会社<br>愛知県土木研究会<br>愛知県生コンクリート工業組合<br>愛知県商工会議所連合会<br>愛知県商工会連合会<br>愛知県経営者協会<br>愛知県商店街振興組合連合会<br>全国共済農業協同組合連合会愛知県本部<br>愛知遊技業協同組合<br>名古屋商工会議所<br>愛知県損害保険代理業協会<br>愛知県守りし商生活衛生同業組合<br>愛知県種類食堂生活衛生同業組合<br>愛知県中華料理生活衛生同業組合<br>愛知県社交飲食生活衛生同業組合<br>愛知県料理生活衛生同業組合<br>愛知県飲食生活衛生同業組合<br>愛知県喫茶飲食生活衛生同業組合<br>愛知県食肉販売業生活衛生同業組合<br>愛知県食肉生活衛生同業組合<br>愛知県水雪生活衛生同業組合<br>愛知県美容生活衛生同業組合<br>愛知県美容生活衛生同業組合<br>愛知県美容生活衛生同業組合<br>愛知県協同組合<br>愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合<br>愛知県公衆浴場生活衛生同業組合<br>愛知県クリーニング生活衛生同業組合<br>各報道機関<br>(順不同) |
|--|---|--|

【合計 269 実施機関・団体 2023年2月7日現在】

### ハンド・アップ運動 ～歩行者編～

- ★左右の安全確認をし、手を挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特に子供は、横断中もドライバーから目立つよう手を挙げて横断する。
- ★車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。
- ★停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。



事務局 愛知県防災安全局県民安全課

〒460-8501  
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
TEL 052-954-6177 (ダイヤル)  
FAX 052-954-6910  
E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

# 2023年 春の全国交通安全運動 実施要綱

## 《期間》

2023年5月11日(木)から5月20日(土)までの10日間  
 ※「交通事故死ゼロを目指す日」5月20日(土)  
 ※「県内一斉大監視」5月16日(火)午前7時から午前9時の間

## 《目的》

新緑が目目に鮮やかに映り、日射しが日増しに強くなっていくこの時期、新しい交通環境での通学・通勤に慣れ、行動範囲も広がることから、交通事故の発生が心配されます。また、過ごしやす季節となり、外出する機会が増えることから、人や車の動きが活発になるなど、交通事故の発生が懸念されます。そこで、運動重点に沿った「春の全国交通安全運動」を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止の徹底を図ります。

## 《運動重点》

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

## 《スローガン》

ストップ・サ  
交通事故 高めようモラル 守ろうルール



## 《サブスローガン》

実践しよう 交通安全スリーS運動



- Stop (ストップ)**
- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
  - ・横断歩道や交差点では歩行者優先
  - ・飲酒運転の根絶
- Slow (スロー)**
- ・子供や高齢者を見かけたらスローな運転
  - ・見通しが悪い交差点では徐行
- Smart (スマート)**
- ・全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
  - ・シートベルトの全席着用の徹底
  - ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

愛知県交通安全推進協議会

## 《運動の進め方と取組内容》

愛知県交通安全推進協議会の各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、県民総ぐるみの運動となるよう、それぞれの地域や組織の実情に応じて、運動の重点を踏まえた具体的な実施計画を策定し、主体的な活動を推進する。

### ◎2023年広報重点

- **ドライバー 画面見ないで 前を見て**
- **手を上げよう あなたを守る 意思表示**
- **手にスマホ 耳にイヤホン 事故のもと**



### ◎取組内容

#### 運動重点1 こどもを始めとする歩行者の安全の確保

##### (1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- 信号を守る、横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を利用する、斜め横断をしないなど交通ルールの遵守徹底を図る。
- 横断時に、ドライバーと意思疎通を図る「ハンド・アップ運動」の実践を促進する。また、横断中も周囲の安全確認を実践するよう周知する。
- 走行車両の直前・直後の横断や信号無視の危険性を周知する。
- 幼児・児童の安全な道路の通行に向けて、日常生活や教育現場における、発達段階に応じた交通安全教育を推進する。
- 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進する。
- 「歩きスマホ」の危険性を周知する。

#### 横断歩道を横断中の事故が多発！

県内の歩行者の死傷者(2,417人)のうち、横断歩道横断中の死傷者(854人)の占める割合は、

**35.3%** (2022年中)

##### (2) 歩行者の安全の確保

- 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
  - 明るい服装の着用や、反射材用品の視認効果や使用方法等の周知と自発的な活用を促進する。
  - 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路対策を推進するとともに、通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進する。
- ※ 「ゾーン30プラス」…最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイス（ハンプ、スモーズ横断歩道等）との適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域。

#### 運動重点2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

##### (1) 運転者の歩行者等への保護意識の向上

- 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務がある等の横断歩行者保護に関する義務の周知、更には、横断歩道手前での減速を可能にするため、運転者にいち早く横断歩道の存在を知らせる「横断歩道又は自転車横断帯あり」の道路標示（ダイヤモンド）を周知し、「横断歩道における歩行者等優先」の徹底を図る。
- 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ち、丁寧な運転の励行を推進するとともに、サブスローガンである「交通安全スリーS運動」の実践を働き掛ける。
- 運転中のスマートフォン等の通話のための使用や画像の注視の危険性について広報啓発を推進する。



##### (2) 飲酒運転の根絶

- 酒類を提供する飲食店等における、飲酒運転根絶を呼び掛けるポスターの掲示等を促進するなど、飲酒運転根絶に向けた各種広報啓発活動を地域ぐるみで展開する。
- 飲食店等においては、運転者への酒類提供禁止を徹底するほか、飲酒をせず運転する人を決めておく「ハンドルキーパー運動」を推進する。
- 安全運転管理者等による運転者に対する運転前後の酒気帯びの有無の目視等の確認を含む、業務に使用する自動車の使用者等の義務に関する指導を徹底するとともに、アルコール検知器の使用促進を図る。

#### × 妨害運転

##### (3) 妨害運転等の根絶

- 妨害運転等の悪質性・危険性の周知と罰則について広報啓発を推進する。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性を広報するとともに、ドライブレコーダーの更なる普及を促進する。

#### × 速度違反



##### (4) 二輪車運転者等に対する広報啓発

- 二輪車の特性及び速度超過の危険性の周知や、ヘルメットの正しい着用とプロテクター・エアバッグジャケット等の着用による被害軽減効果に関する広報啓発を推進する。
- 電動キックボード等の利用者に対する基本的な交通ルールでの安全利用について、販売事業者等と連携して広報啓発を推進する。



##### (5) 高齢運転者の交通事故防止

- 高齢運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育を推進する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車について普及啓発に努めるとともに、サポートカー限定免許制度についての広報啓発を推進する。
- 身体機能の変化等により、安全な運転に不安がある運転者等に対する「安全運転相談窓口」(#8080)を積極的に周知し、必要に応じて利用を促す。
- 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策について広報する。

##### (6) 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- 特に着用率の低い後部座席シートベルトの着用義務の徹底を図るとともに、その必要性や効果についての理解促進を図る。
- 運転手は全席シートベルト着用を確認してから出発することの徹底を図るとともに、「カチッと100!」を合言葉に、後部座席を含む全ての座席のシートベルト着用100%を目指す。
- チャイルドシートの使用義務を周知するとともに、子供の体格に合ったものを選び、確実な取付けを行うなど、正しい使用を促進する。

#### 運動重点3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

##### (1) 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

- 道路交通法の一部を改正する法律の施行に基づき、全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用徹底の広報啓発を、更に推進する。
- 改定された「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守及び交通マナー実践の徹底を図る。

##### (2) 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底

- 自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守を徹底する。
- 夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等、交通ルールの遵守を徹底する。
- イヤホン及びスマートフォン等を使用した「ながら運転」や、傘差し等による「片手運転」の危険性を周知する。
- 自転車をを用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや、自転車配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。

##### (3) 自転車利用者等の安全確保

- 反射材用品等の視認効果等の周知と取付けを促進する。
- 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の乗車・降車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用を広報する。
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促進する。
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を徹底する。

#### 自転車安全利用五則を守ろう！

(2022.11.1 改定)

##### ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



##### ②交差点では信号と一時停止を守って、夜間はライトを点灯安全確認



##### ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

